



島根県報

令和8年10月9日（金）

第 7 6 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（ ” ）	2

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	2
-------------------	-------------------	---

【特定調達公告】

統合宛名管理システム構築・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（情報システム推進課）	3
島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（議 会 事 務 局）	3

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	4
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	4
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	5
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	5
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体	5

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定	6
--	---

告 示

島根県告示第557号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国イ979-26、イ979-27
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第558号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東出雲町揖屋字石古摺谷3298-5、字請馬3308-1、字湯屋谷3315-1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和8年10月23日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月9日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 河川名
二級河川十間川水系十間川（出雲市湖陵町三部地内）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 山田川樋門の西北西約90メートルの神西湖岸に係留されている船舶 1 隻
 - (2) 山田川樋門の西北西約85メートルの神西湖岸に係留されている船舶 1 隻
 - (3) 山田川樋門の西北西約67メートルの神西湖岸に係留されている船舶 1 隻
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒693-8511 出雲市大津町1139
出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年10月9日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

- 1 件名及び数量
統合宛名管理システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社N T Tデータ中国 代表取締役 鈴木 康弘 広島県広島市南区比治山本町11-20
- 5 随意契約に係る契約金額
103,268,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和8年10月9日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 石 原 恵利子

1 件名及び数量

島根県議会出退表示システム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県議会事務局総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

扶桑電通株式会社松江営業所 所長 兼折 秀明 島根県松江市学園南2-10-14

5 随意契約に係る契約金額

47,104,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
瀬古航也後援会	瀬古 航也	瀬古 航也	邑智郡美郷町粕淵350	令和8年8月24日
永田よしかず後援会	島津 公裕	笹木 哲也	松江市東出雲町意宇南1-3-4	令和8年10月1日
明水会	永田 良和	永田 丈二	松江市東出雲町意宇南1-3-4	令和8年10月1日

島根県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
たかがい恵美子 後援会	森本 紀彦	代表者の氏 名	森本 紀彦	松尾 英子	令和8年1月20 日

島根県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
中田元後援会	中田 元	令和7年9月18日
石橋孝義後援会	林 浩司	令和8年6月30日
きたにまい後援会	貴谷 麻以	令和8年9月28日

島根県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
永田 良和	島根県議会議員	明水会	松江市東出雲町意宇南 1-3-4	永田 良和	令和8年10月 1日

島根県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
貴谷 麻以	きたにまい後援会	令和8年9月28日

島根県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和8年9月24日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（令和5年島根県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和8年10月9日

島根県労働委員会会長 原 市

島根県病院局の職員が結成し、又は加入する島根県病院局職員労働組合については、当該病院局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 参与 次長 病院事業管理者補佐 課長 管理監 上席調整監 調整監 課長代理 課長補佐（総務、人事、給与及び経営を担当する者に限る。） 主幹（人事及び給与を担当する者に限る。） 主査（人事及び給与を担当する者に限る。） 主任（人事及び給与を担当する者に限る。）
中央病院	病院長 参与 副院長 参事 局長 室長（図書室長を除く。） 次長 診療部長 看護部長 総務部長 経営部長 企画広報部長 部長（科を統括する者に限る。） 科長 センター長 企画幹（総務、人事、給与及び経営を担当する者に限る。） 総務課長

	人事課長 給与課長 経営課長 人事係長 給与係長
こころの医療センター	病院長 参与 副院長 病院長補佐 局長 医療技術部長 次長 室長 科長 総務企画課長